

盗まれた自転車が、放置されることがあります。自宅でも、しっかりと管理をお願いします。

カギをかけて 盗難防止

駅周辺などの放置自転車禁止区域（下図参照）では、路上や駅の広場に自転車を放置すると、警告札をはり、撤去します。返還の際は、撤去・保管手数料が必要です。

放置自転車は、撤去します！

自転車は、市営や民間の自転車駐車場や店舗等のお客様自転車駐車場をご利用ください。市営自転車駐車場は、下図でご確認ください。利用料金などの詳細は、各自転車駐車場にご確認ください。

自転車は、自転車駐車場に！

放置自転車が路上にあると、目の不自由な方の歩行の妨げになるほか、自転車が倒れて幼児が自転車の下敷きになるなど、事故につながるケースもあり大変危険です。

放置自転車は危険です！



放置自転車のない、安全・安心な環境を！

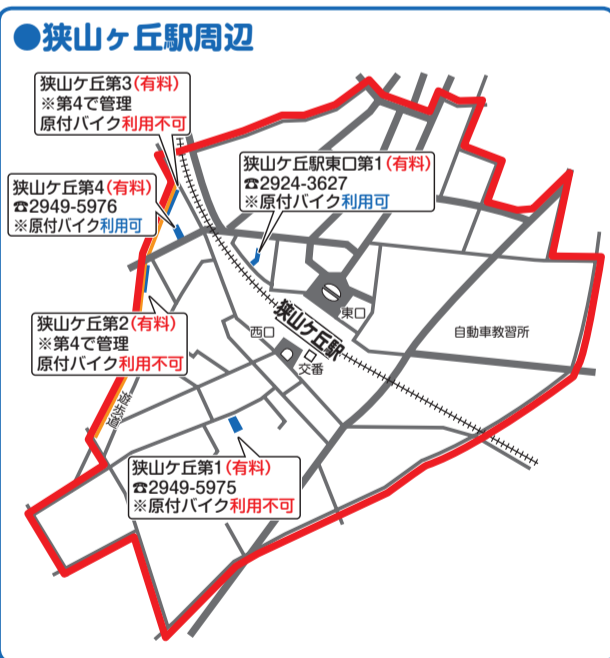
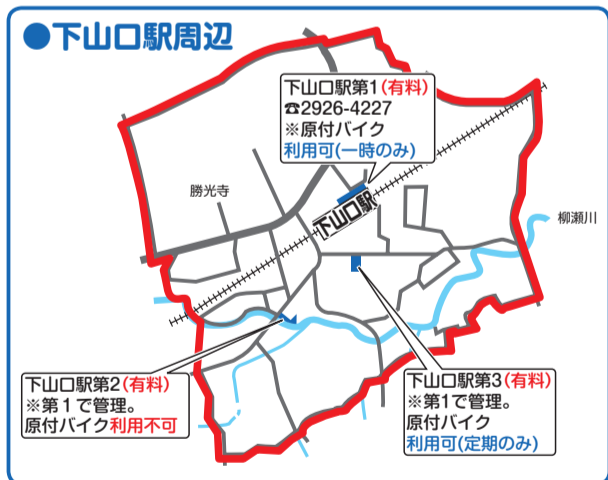
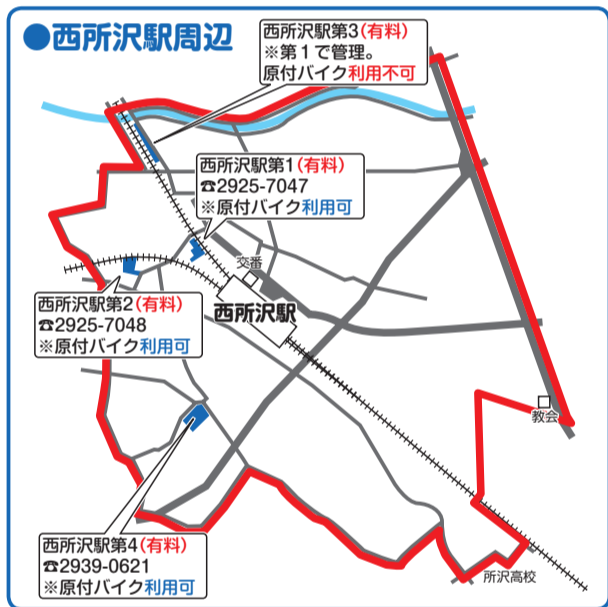
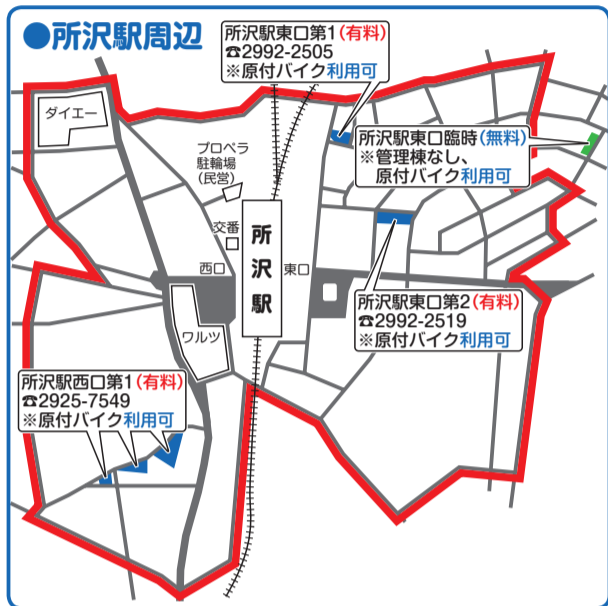
困ります 自転車置き去り 知らんぷり

駅周辺に自転車を放置されると、安全な道路環境が損なわれ、大きな社会問題となります。自転車で行かれる場合は、必ず市営自転車駐車場、または民間の自転車駐輪場等の駐輪専用スペースに駐輪しましょう。

問い合わせ 交通安全課 ☎2998-9140 FAX 2998-9162



□の内側の部分が 放置自転車禁止区域



撤去した放置自転車の返還には【撤去・保管手数料】が必要です

対象となる自転車	撤去・保管手数料
平成22年9月30日までに撤去	1,000円
平成22年10月1日～平成23年9月30日に撤去	2,000円
平成23年10月1日以降に撤去	3,000円

撤去・保管手数料の変更は、現在の1,000円から2段階で行います（左表参照）。放置自転車対策には、撤去に関する運営費や人件費がかかっています。経費の一部を手数料として徴収し、この負担に充てるため、今回の変更は、自転車を放置される方の対策経費への負担割合を引き上げたものです。

10月1日(金)から、「撤去・保管手数料」が変更になります